

第2期中期目標、中期計画及び年度計画対照表

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
<p>I 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間とする。</p>				
<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 国として実施する責務を有する研修の基本概念は以下の①から③であり、センターはこれに沿った、別紙に掲げる各研修(以下、「各研修」という。)を実施する。なお、各研修ごとの日数、人数については、中期計画に基本となる日数、人数を定め、これを基本としつつ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修 ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修 一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に緊急に実施する必要性が生じた研修等については、関係行政機関等の委託等により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果については、以下に掲げるような方法を基本として各研修毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p> <p>① センターが設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) センターは、国として真に実施する必要がある研修として、中期目標に示された以下の基本概念に沿って、別紙1に掲げる各研修(以下「各研修」という。)を実施する。 なお、各研修ごとの日数、人数等の詳細については、別紙1に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修 ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修 一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に、社会的な情勢の変化、予期できない事態が生じた場合等、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国、地方公共団体等からの委託等の方法により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p> <p>① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 研修事業の実施 中期計画に基づき、別紙1のとおり各研修(以下「各研修」という。)を実施する。 また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国からの委託又は地方公共団体からの共催等により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の達成 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果については、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p> <p>① これまでの受講者数又は事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが設定した受講者数に対する実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 研修事業の実施 中期計画に基づき、別紙1のとおり各研修(以下「各研修」という。)を実施する。 また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国からの委託又は地方公共団体からの共催等により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の達成 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果については、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p> <p>① これまでの受講者数又は事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが設定した受講者数に対する実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 研修事業の実施 中期計画に基づき、別紙1のとおり各研修(以下「各研修」という。)を実施する。 また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国からの委託又は地方公共団体からの共催等により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の達成 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果については、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p> <p>① これまでの受講者数又は事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが設定した受講者数に対する実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
<p>② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。</p> <p>③ 受講者の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の還元状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。</p> <p>(3)各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適切なものを導入する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を踏まえ、各研修内容・方法の改善点、受講者等のニーズ等を把握し、その結果を次年度以降の研修内容・方法等に反映する。</p>	<p>② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>(3)各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。</p> <p>① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p>	<p>② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>(3)各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の効果的・効率的な実施のための方法について、本事業年度については、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目の検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p>	<p>② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>(3)各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の効果的・効率的な実施のための方法について、本事業年度については、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目の検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。 また、センターの実施する研修の充実を図るため、⑨の海外調査団を派遣する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p>	<p>② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>(3)各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の効果的・効率的な実施のための方法について、本事業年度については、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目の検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。 また、センターの実施する研修の充実を図るため、⑨の海外調査団を派遣する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
<p>② 研修の一部にエルネット、eラーニング等を活用することが可能な研修については、これらの活用に努める。</p> <p>③ 民間企業等のノウハウを活かせる研修については、これらの機関との連携・協力、共同実施の推進に努める。</p> <p>④ 企画・実施段階における大学教員等の活用や、大学等との連携・協力を努める。</p> <p>⑤ 研修終了時に、受講者に対して研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者等に提供する。</p>	<p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。</p> <p>⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。</p> <p>⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書(研修成果報告書)等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。</p> <p>⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。</p>	<p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。</p> <p>⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。</p> <p>⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書(研修成果報告書)等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。</p> <p>⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。</p>	<p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。</p> <p>⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。</p> <p>⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書(研修成果報告書)等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。</p> <p>⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。</p>	<p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。</p> <p>⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。</p> <p>⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書(研修成果報告書)等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。</p> <p>⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
<p>(4)各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(4)各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。</p>	<p>(4)各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。</p>	<p>(4)各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。</p>	<p>⑨ センターが実施している研修のうち、早急に指導者の養成を必要とする分野について、研修講師を中心とする調査団を組織し、当該分野に積極的に取り組んでいる国に派遣して調査を行い、研修内容の充実に活用する。</p> <p>(4)各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。</p>
<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(1)各都道府県教育委員会等において、独自に学校教育関係職員に対する研修を実施することが可能となるよう、各都道府県教育委員会等に対して、研修に関するコンテンツの作成・提供、研修プログラムの内容・方法、講師等の情報提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催等の指導、助言及び援助を行う。</p>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(1)各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。具体的には、以下のような指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修の講義の教材等、事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供</p>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(1)各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、次のとおり各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修等の講義など事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルネットによる「教職員等中央研修講座」の事前研修講義等の配信を行う。 ・ インターネットによる「学校の危機管理」に関する研修教材の提供を行う。 	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(1)各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、次のとおり各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修等の講義など事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルネットによる「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修」の事前研修講義等の配信を行う。 ・ 「各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修(公立高等学校)」の事前研修をセンターホームページを利用し実施する。 ・ 「各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修(公立小・中学校)」の事前研修をセンターホームページを利用し実施する。 ・ 「キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修」の事前研修をセンターホームページを利用し実施する。 ・ インターネットによる「学校教育におけるコーチング」に関する研修教材の提供を行う。 	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(1)各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、次のとおり各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修等の講義など事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルネットによる事前研修講義等の配信を行う。 ・ 「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修」 ・ センターホームページを利用した事前研修を実施する。 ・ 「各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修」 ・ 「各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修」 ・ 「キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修」 ・ インターネットによる研修教材の提供等を行う。

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
	<p>② センターが行う研修プログラムの内容・方法等のノウハウについての情報提供</p> <p>③ 研修講師についての情報提供</p> <p>④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供</p> <p>⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行</p> <p>⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催</p> <p>⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣</p> <p>⑧ センターの研修施設・設備の提供</p>	<p>② センターが行う研修プログラムの内容、手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルネットにより研修内容の配信を行う。 ・ インターネットによる研修のダイジェスト版の配信を行う。 <p>③ 研修講師についての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師情報(センター主催研修の講師一覧)を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。 <p>④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を受講したことにより得られた成果等に関する報告書(研修成果報告書)等について、情報を提供する。 <p>⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冊子による「学習の評価研修」に関する教材の作成・提供を行う。 <p>⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県教育委員会及び教育(研修)センター等の職員を対象とした会議を開催する。 <p>⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。 <p>⑧ センターの研修施設・設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。 	<p>② センターが行う研修プログラムの内容、手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルネットにより研修内容の配信を行う。 ・ インターネットによる研修のダイジェスト版の配信を行う。 <p>③ 研修講師についての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師情報(センター主催研修の講師一覧)を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。 <p>④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を受講したことにより得られた成果等に関する報告書(研修成果報告書)等について、情報を提供する。 <p>⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冊子による「研修の企画、運営、講師となるための知識・技術」に関する教材の作成・提供を行う。 <p>⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県教育委員会及び教育(研修)センター等の職員を対象とした会議を開催する。 <p>⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。 <p>⑧ センターの研修施設・設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。 	<p>② センターが行う研修プログラムの内容、手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エルネットにより研修内容の配信を行う。 ・ インターネットによる研修のダイジェスト版の配信を行う。 <p>③ 研修講師についての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講師情報(センター主催研修の講師一覧)を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。 <p>④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修を受講したことにより得られた成果等に関する報告書(研修成果報告書)等について、情報を提供する。 <p>⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「10年経験者研修」及び「今日的な教育上の重要課題に関する研修」について、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会に参考例として提示するためのモデルカリキュラムを開発する。 ・ 「研修の企画、運営、講師となるための知識・技術」に関する教材の改訂版を作成・提供する。 <p>⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育(研修)センター等の職員を対象とした会議を開催する。 <p>⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。 <p>⑧ センターの研修施設・設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
<p>(2)各都道府県教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズ等を把握するとともに、その結果を踏まえて次年度以降の指導、助言及び援助に反映しつつ、内容を厳選して行う。</p>	<p>(2)各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。</p> <p>なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。</p>	<p>(2)各都道府県教育委員会等が独自に研修を実施するために必要とする指導、助言及び援助の内容に関するアンケート調査を実施し、研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。</p>	<p>(2)各都道府県教育委員会等が独自に研修を実施するために必要とする指導、助言及び援助の内容に関するアンケート調査を実施し、研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。</p> <p>なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。</p>	<p>(2)各都道府県教育委員会等が独自に研修を実施するために必要とする指導、助言及び援助の内容に関するアンケート調査を実施し、研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。</p> <p>なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。</p>
<p>3. その他 各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う研修に対するニーズの把握や、指導、助言及び援助の実施等に活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において 独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。</p> <p>また、その結果について、センターが実施する研修内容・方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。</p> <p>また、その結果について、センターが実施する研修内容、方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において 独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。</p> <p>また、その結果について、センターが実施する研修内容、方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。</p> <p>また、その結果について、センターが実施する研修内容、方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。</p>
<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、一般管理費(人件費を含む)については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の縮減を図るほか、その他の事業費について、中期目標期間中、研修事業の抜本的見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の縮減を図る。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費(人件費を含む)については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の縮減を図る。またその他の事業についても、中期目標期間中、研修事業の抜本的見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の縮減を図る。この際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮する。</p> <p>例えば、以下のような点について、毎事業年度、法人内部の自己点検・評価委員会等において検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 省エネルギー、リサイクル、ペーパーレスを推進する。</p> <p>② 汎用品の活用や一般競争入札の導入により、調達価格の削減を図る。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、既存事業等の徹底した見直し及び自己点検・評価委員会等において各種経費の効率化について検討を行い、一般管理費(人件費を含む)については、前年度に比較して3.4%以上、またその他の事業についても、研修事業の抜本的見直しや事業の効率化に取り組むことにより、前年度に比較して8%以上の縮減を図る。</p> <p>なお、平成16年度においては下記事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 光熱水料費等経常経費の分析を行い効率化の検討を行う。</p> <p>② ファイリング等のリサイクルを推進し、消耗品費の削減を図る。</p> <p>③ 電子メール、電子掲示板等の活用によるペーパーレス化の推進を図る。</p> <p>④ 消耗品等について、購入及び在庫管理を一元化することにより経費を削減する。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、一般管理費(人件費を含む)については、平成16年度において実施した自己点検・評価委員会における効率化に対する意見を踏まえ、前年度に比較して3.4%以上、またその他の事業についても、研修事業の抜本的見直しにより、効率的・効果的な事業の運営に取り組むことにより、前年度に比較して8%以上の縮減を図る。</p> <p>なお、平成17年度においては下記事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 定期刊行物等の購入の見直しを図る。</p> <p>② 光熱水料費等の経常経費の分析、検討を踏まえ、効率化のより一層の推進を図る。</p> <p>③ 物件費等の経費の節減については、なお、一層の効率化の推進を図る。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、一般管理費(人件費を含む)については、平成17年度において実施した自己点検・評価委員会における効率化に対する意見を踏まえ、前年度に比較して3.4%以上、またその他の事業についても、研修事業の抜本的見直しにより、効率的・効果的な事業の運営に取り組むことにより、前年度に比較して8%以上の縮減を図る。</p> <p>なお、平成18年度においては引き続き物件費等の経費の節減に努めるとともに、下記事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 事務情報化を推進し、事務処理の効率化を図る。</p> <p>② 機器・設備の調達及び更新に当たっては、省エネルギーに対応した機器・設備の購入に努める。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
2. 組織体制の見直し 事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の構築を図る。	2. 組織体制の見直し 事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進める。	2. 組織体制の見直し 事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進める。	2. 組織体制の見直し 事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進める。	2. 組織体制の見直し 事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進める。
3. 業務運営の点検・評価の実施 業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。	3. 業務運営の点検・評価の実施 センターの業務運営について、自己点検・評価委員会において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。	3. 業務運営の点検・評価の実施 法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。	3. 業務運営の点検・評価の実施 法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。	3. 業務運営の点検・評価の実施 法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。
IV 財務内容の改善に関する事項 1. 自己収入の確保 国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、宿泊料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。 2. 固定経費の節減 管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。	III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。 1. 予算(中期計画の予算) 別紙2のとおり。 2. 収支計画 別紙3のとおり。 3. 資金計画 別紙4のとおり。 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。短期借入金が見込まれる事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。 V 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡、処分する計画はない。	III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙2のとおり。 2. 収支計画 別紙3のとおり。 3. 資金計画 別紙4のとおり。 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。短期借入金が見込まれる事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。	III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙2のとおり。 2. 収支計画 別紙3のとおり。 3. 資金計画 別紙4のとおり。 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。短期借入金が見込まれる事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。	III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 1. 予算 別紙2のとおり。 2. 収支計画 別紙3のとおり。 3. 資金計画 別紙4のとおり。 IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。短期借入金が見込まれる事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
	<p>VI 剰余金の使途</p> <p>センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>VI 剰余金の使途</p> <p>センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>VI 剰余金の使途</p> <p>センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>VI 剰余金の使途</p> <p>センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施</p> <p>(1)施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。</p> <p>(2)受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進めることとする。</p>	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p> <p>別紙5のとおり。</p> <p>(1)施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。</p> <p>(2)受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。</p>	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用部分の本部用地を購入する140百万円。 ・ 施設の老朽化のため、設備棟の外壁等及び研修生クラブ外壁を改修する34百万円。 	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用部分の本部用地を購入する149百万円 ・ 施設の老朽化のため、講堂棟の外壁を改修する25百万円 	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借用部分の本部用地を購入する157百万円 ・ 施設の安全性を確保するため、講堂棟の耐震補強を行う35百万円 ・ 平成17年度補正予算(平成18年度繰越)として措置された設備棟及び体育館のアスベスト除去を行う45百万円
<p>2. 人事に関する計画</p> <p>センターは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された、国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。</p> <p>研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。</p> <p>(2)人事に関する指標</p> <p>平成22年度人件費における対平成17年度人件費(424百万円)5%以上の削減を見通し、中期目標期間の最終年度である平成18年度の人件費を平成17年度の人件費に比べ概ね0.8%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月から実施される国家公務員の給与制度の改正に準拠し、役職員の給与について見直しを行う。</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1)職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2)研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3)常勤職員数の抑制を図る。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1)職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2)研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3)常勤職員数の抑制を図る。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1)職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2)研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3)当該年度の人件費を平成17年度の人件費に比べ概ね0.8%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月から実施される国家公務員の給与制度の改正に準拠し、役職員の給与について見直しを行う。</p> <p>(4)常勤職員数の抑制を図る。</p>

第2期中期目標	第2期中期計画	平成16年度計画	平成17年度計画	平成18年度計画
	<p>(参考1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期初の常勤職員数 53人 ・期末の常勤職員数の見込み 50人 <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 1,451百万円</p> <p>但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び共済組合掛金等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用でる。</p>			